

経済産業局 中小企業課	経済産業省		担当地域の中小企業	中小企業への様々な支援事業の紹介、実施	http://www.kanto.meti.go.jp/	
都道府県庁中 小企業担当課	都道府県		都道府県内の中小企業	中小企業への様々な支援事業の実施	http://www.kanto.meti.go.jp/ (関東経済産業局)	
都道府県+政 令指定都市等 中小企業支援 センター			都道府県内の中小企業	中小企業への様々な支援事業の紹介、実施	http://www.tokyo-kosha.or.jp/	
中小企業総合 事業団		平成11年	全国の中小企業	中小企業への様々な支援事業の紹介、実施	http://www.iasmec.go.jp/	ベンチャー・中小企業 への経営支援
中小企業ベン チャー総合支 援センター	中小企業総合 事業団		担当地域の中小企業	中小企業への様々な支援事業の紹介、実施	http://www.iasmec.go.jp/center/tokyo/index.html	

表 1-B1-2 支援サービス機関・内容一覧

1. 労働行政に基づくサービス機関
 (1) 都道府県産業保健推進センター
 (例) 東京産業保健推進センター
 サービス提供先

医療保険 事業場規模 提供地域 小規模事業場タイプ	制限なし 50人以上 東京都全域 全部
サービスの種類・内容・提供状況(1)	小規模事業場産業保健活動支援促進助成金
内容	労働者数50人未満の小規模事業場が産業医を共同選任し、産業保健活動を実施する場合、助成金を支給 http://www.ohd.rofuku.go.jp/jyosei00.htm
提供方法	助成金の受給申請をしようとする集団の代表事業者は、集団を構成する事業場の申請書を取りまとめ、都道府県産業推進センターに支給申請を行う。
提供時間帯	申請期間は、毎年度4月から5月末日までと10月末（注）10月末に申請することができなのは、初年度（新規）分のみ
当該サービスに関わる担当職種・人数(1回実施あたり)	常時50人未満の労働者を使用する小規模事業場の2以上の事業者が集団を組織して、集団の代表事業者を定める。集団を構成する事業者が、労働者の健康管理等を行う産業医の要件を備えた医師を共同して選任する。共同選任した医師から産業保健サービスを受けて、事業者が実施する産業保健活動について計画書を作成
利用者(事業場)の負担金額	常時使用する労働者数が30人以上50人未満の事業場 83,400円 常時使用する労働者数が10人以上30人未満の事業場 67,400円 常時使用する労働者数が10人未満の事業場 55,400円
サービスの種類・内容・提供状況(2)	自発的健康診断受診支援助成金
内容	深夜業に従事する労働者が自発的に健康診断を受診した場合、助成金(3/4相当、最高7,500円)を支給。 http://www.ohd.rofuku.go.jp/jyosei01.htm
提供方法	近くの都道府県産業保健推進センターに申請書を提出 ● 健康診断を受診した日から3ヶ月以内 ● 郵送による申請も可
提供時間帯	受付時間 毎日午前9時から午後5時(休日は土、日曜日、祝日、年末年始)

(表 I-B1-2のつづき)

利用者(事業場)の負担金額	自発的に受診した健康診断に要した費用(消費税を含む。)の3/4に相当する額が助成されます。ただし、その3/4に相当する額が、7,500円を超える場合の支給額は7,500円とします(例:健康診断費用が7,200円の場合は、5,400円が支給されます)。
サービスの種類・内容・提供状況(3)	産業保健相談員による相談
名称	産業保健相談員による相談
内容	専門スタッフ(産業保健相談員)が産業保健活動の全般にわたる相談に応じ、解決方法を助言。 また、職場巡視の方法、分煙の仕方、騒音の測定等実践的な活動については、専門スタッフが現地に赴いて相談に応じ、具体的方法を助言。
当該サービスに関わる担当職種・人数(1回実施あたり)	産業医・労働衛生コンサルタント・保健師等
担当部署連絡先	〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-3 日比谷国際ビル3F 03-3519-2110 03-3519-2114 http://www1.biz.biglobe.ne.jp/~sanpo13/index.html sanpo13@mue.biglobe.ne.jp
住所	
電話番号	
FAX	
ホームページ	
メールアドレス	

(2) 労災病院
(例) 関東労災病院

サービス提供先	医療保険 事業場規模 提供地域 小規模事業場タイプ
サービスの種類・内容・提供状況	制限なし 制限なし 制限なし 全部 外来診療 関東労災病院の理念 1. 勤労者に対する総合的な医療の実施 2. 地域における救急・急性期・高度先進医療の実施 3. 病める人への最善の医療の提供 関東労災病院の特色 1. 最新鋭の医療機器を備え、専門診療による診断・治療。 2. 職業性疾病の予防、労働災害による被災者の治療、勤労者医療の推進。 3. 社会復帰、職場復帰を目指した充実したリハビリテーション部門を設置。

	提供時間帯	受付時間 午前8時15分～午前11時 休診日 土・日曜日・祝日 救急受付24時間
サービスの種類・内容・提供状況	名称	勤労者リハビリテーションセンター
	内容	勤労者医療の推進 勤労者リハビリセンターでは、疾病と作業、職場環境などとの因果関係を把握し、早期治療、機能回復のための高度なリハビリテーションを行い勤労者の社会復帰を促進しています。 一方で、疾病と職場環境などに関するデータを蓄積し、広く疾病の予防、早期発見、さらには健康の保持・増進にいたるまでを総合的に推進するため研究・研修機能を兼ね備えています。
	提供時間帯	診察： 午前9:00-12:00、午後13:00-14:30 (土日祭日を除く) 訓練： 午前9:00-12:00、午後13:00-16:00 (土日祭日を除く)
	当該サービスに関わる担当職種・人数(1回実施あたり)	リハ科医師(MD) 理学療法士(PT) 作業療法士(OT) 言語療法士(ST) 臨床心理士(OP) 医療ソーシャルワーカー(MSW) 社会復帰指導員 リハ病棟看護師
サービスの種類・内容・提供状況	名称	勤労者脊椎・骨髄・腰痛センター
	内容	勤労者に最も多い疾患の一つが腰痛症をはじめとした背骨の問題です。当センターの目標はこの背骨の問題を総合的に最新の技術をもって迅速かつ心のこもった治療を提供することです 診断は最新の技術を用いて迅速かつ効率よく行います。 理学療法は全て患者さんの通院に便利なクリニックや接骨院・鍼灸院などと連携して行います。 治療にはメンタルヘルスセンターやペインクリニックと連携します。 最新の脊椎骨髄外科技術を用いています。 長期に渡って専門医が診療の中心となります。
サービスの種類・内容・提供状況	名称	勤労者メンタルヘルスセンター 治療部門
	内容	通院治療を基本にしていますが、必要に応じて総合病院の入院環境での集中的治療(薬物療法・精神療法・集団療法等)も行なっております。 なお受診は初診・再診ともに予約制にしています。 リハビリテーション部門 当センター設立と同時に全国労災病院で初めて開設しました。 通院及び入院患者さんを対象に精神科デイケアプログラムを導入しています。その中で集団精神療法として様々なプログラム・活動を行ない、社会復帰を促し、職場復帰への橋渡しを努めるようにしています。

(表 I-BI-2のつづき)

		<p>心理・相談部門 臨床心理士による各種心理検査、個別および集団でのカウンセリングを行なっています。またソーシャルワーカーが、福祉制度について利用者本人および家族からの相談を受け、また社会復帰に向けて、家庭や職場との関係調整などははかります。また専門の相談員(産業カウンセラー)による電話相談を下記にて行なっております。</p> <p>☆「勤労者 心の電話相談」(無料) TEL 044-434-7556 月～金曜日(祝日を除く) 14時～20時 研究・研修部門 ストレス関連疾患に関する効果的な治療方法の研究、開発を行ないます。また心の問題の発生を予防し、メンタルヘルスへの社会及び企業の理解を高めるため、教育・研修プログラムなどを通して職場や一般地域社会への啓蒙活動を行ないます。</p>
<p>利用状況の経年経緯</p> <p>サービスの種類・内容・提供状況</p>	<p>開始年 名称 内容</p>	<p>平成13年6月1日 勤労者感覚器センター 勤労者の感覚器障害を未然に予防すると同時に、専門的診断及び治療を行うことにより、感覚器に障害を有する勤労者の機能回復と円滑な職場復帰を図る。 1. センター一長のもとに耳鼻咽喉科系及び眼科系、各々、職場と密接な関連を有する疾病や障害等に対応できる専門外来を設置し、産業医又は周辺の医療機関等から紹介を受けた勤労者等に対し専門的治療を行う。 2. 職業性・災害性疾病に関するデータの集積、治療法の研究及び産業医等への情報提供を行う。</p>
<p>サービスの種類・内容・提供状況</p>	<p>名称 内容</p>	<p>働く女性メデイカルセンター (1)働く女性を対象とする総合的な診療を行う。 受診患者の多くは、職場でのストレス、女性特有の疾患、心身症等さまざまな疾患を有することが多い。 また、女性医師による問診を十分行うことにより、広い視野での診療が可能となり、女性総合診療科として診療を行うこととする。 (2)働く女性の疾病に関する症例検討及び研究 働く女性特有の疾病を早期発見、早期治療すること目的として、働く女性の疾病についての症例検討、研究を行うこととする。 (3)健康診断の促進 当院健康管理センターと連携し、生活習慣病の予防の他、子宮ガン、乳ガン等の早期発見、心理カウンセリングなど業務を行うこととする。</p>
<p>利用状況の経年経緯</p>	<p>開始年</p>	<p>平成14年4月1日</p>

サービスの種類・内容・提供状況	<p>名称 働く女性専門外来</p> <p>内容 更年期障害など働く女性特有の疾病やテクノストレスなど職場環境の変化に伴う様々な心身の変調に配慮できる医療を行うため2001年10月より女性医師による『働く女性専門外来』を新設いたしました。 働く女性の中には、女性特有の疾病に対する恥ずかしさなどから相談できずに悩んでいたり、男性医師への抵抗感から受診を先延ばしにして症状を悪化させてしまつケースが多いといひます。 『働く女性専門外来』では、そういった女性患者様の心理に配慮し、専門の女性医師が診察するシステムを導入することで、個人の尊厳、プライバシーの尊重など、受診しやすい環境をつくり、働く女性の職業生活への支援及び医療福祉の向上をめざします。 診察は、週1回木曜日の午後1時に産婦人科外来にておこなひます。症状の内容によらず働く女性の診察を受付けます。 診療日時 毎週木曜日（受付時間 午後2時～3時）</p> <p>提供時間帯 平成14年4月1日</p>
利用状況の経年経緯	<p>名称 勤労者心の健康相談</p> <p>内容 社会環境の変化や職場の人間関係などにより、ストレスに悩む勤労者の方がふえてひます。最近の労働省の調査では、精神的な疲れを感じてひる勤労者の割合はなんと7割。精神的な疲れが長く続くと、さまざまなストレス関連疾患の原因となりまひす。一般にストレスによる体調不良は、その原因がわからず、ひとりで悩んでおられる方が多いようひです。そこで、こうした悩みを解消し、一日も早く健康な社会生活を取り戻してひたたくために開設されたのが、『勤労者心の健康相談』です。ご相談は無料。ご相談者のプライバシーには十分な配慮をしておりまひますので、お気軽にお電話ください。 電話相談 相談日/月曜日～金曜日(祝日を除く) 相談時間/14:00～20:00</p> <p>提供方法 電話相談</p> <p>提供時間帯 平成14年4月1日</p>
担当部署連絡先	<p>住所 〒211-8510 神奈川県川崎市中原区木月住吉町2035番地</p> <p>電話 044-434-7556</p> <p>FAX</p> <p>ホームページ http://www.kantoh.rofuku.go.jp/</p> <p>メールアドレス info@kantoh.rofuku.go.jp</p>

(表 I-B1-2のつづき)

(3)社団法人 全国労働基準関連団体連合会(全基連)

サービス提供先 医療保険 事業場規模 提供地域 小規模事業場タイプ	制限なし 制限なし 制限なし 全部
サービスの種類・内容・提供状況	各種助成金の支給、中小企業の時短への取組の支援、各種広報・啓発事業等労働時間短縮に向けた各種支援活動の実施。 最新の労働関係情報を提供する月刊誌「らいふ」の発行、中小企業の人事労務管理に役立つ実務解説図書・出版活動の実施。 社会保険労務士試験受験準備講座、企業の経営革新や人事労務管理の改善を支援する経営者セミナー、労務管理セミナー等教育・研修活動の実施。 就業規則の普及促進、労働者や事業主が労働条件に関する相談が受けられる労働条件相談センター事業等の各種労務管理改善支援活動の実施。 会員をはじめ各企業・事業場のニーズにお応えするため、広報活動等を通じての幅広い地域サービス活動の実施。
利用状況の経年経緯	開始年 昭和63年4月1日
サービスの種類・内容・提供状況	労働時間を短縮する助成金支援 1. 中小企業長期休暇制度モデル企業助成金 長期休暇制度の実施が難しい中小企業の中で、先行して日・祭日などの所定休日と年次有給休暇とをあわせて14日以上連続した長期休暇制度の円滑な導入と有効活用のための取り組みを行い、その成果を広く社会に提供し得る企業に対して一定の助成を行う制度です。 企業規模 1～30人 31人～100人 101人～300人 支給上限額 150万円 350万円 500万円 制度の概要 照会先 実施事例 書式例 2. 長期休暇制度基盤整備助成金 長期休暇制度の導入に向けた基盤を整備するため、年次有給休暇の計画的付与の導入や連続取得の促進等について、傘下事業場に指導を行うなどの団体的な取り組みを行う事業主団体等に、その事業の実施に要した費用の一部を助成する制度です。 支給上限額:500万円 制度の概要 照会先 事業効果 書式例

		<p>3. 労働時間短縮実施計画推進援助団体助成金 時短促進法に基づく労働時間短縮実施計画の承認を受けた中小企業事業主の団体が、労働時間短縮実施計画の目標を達成するために必要な相談・指導等の事業を実施した場合に、その事業の実施に要した費用の一部を助成する制度です。</p>
<p>サービスの種類・内容・提供状況</p>	<p>支給上限額: 1,000万円 中小企業時短促進援助事業 年間総実労働時間1800時間の達成、定着に向けての円滑な取組を支援するた め、中小企業の事業主団体に対して、次の(1)及び(2)の助言、指導その他の援助 を行っています。</p>	<p>(1)完全週休2日制の普及促進、年次有給休暇の取得促進、連続休暇の拡大、所 定外労働時間の削減等労働時間制度の改善に向けた円滑な取組を促進し、年間 総実労働時間1800時間の達成、定着を図るため、その取組が遅れている中小企 業事業主で構成する同一地域、同一業種、企業系列別の集団に対して、効率的な 労働時間制度を創設するための改善指導を行う制度です。</p> <p>(2)「中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法 律」の認定を受けた中小企業団体及び中小企業に対して、労働時間短縮を促進す るための助言、情報資料の提供等の援助を行っています。</p>
<p>担当部署連絡先</p>	<p>住所 〒105-0011 東京都港区芝公園1丁目7番6号 退職金機構ビル 電話 03-3437-1022 FAX 03-3437-6609 ホームページ http://www.zenkiren.com/ メールアドレス</p>	

(4) 労働基準協会連合会
(例) 社団法人 東京労働基準協会連合会

<p>サービス提供先</p>	<p>医療保険 事業場規模 提供地域 小規模事業場タイプ</p>	<p>無制限 無制限 無制限</p>
<p>サービスの種類・内容・提供状況</p>	<p>各種講習会・研修会</p>	

(表 I-B1-2のつづき)

担当部署連絡先	住所 〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8 電話 03-3556-1921 FAX 03-3556-1923 ホームページ http://www.toukiren.or.jp/index.htm メールアドレス
---------	--

(5)中央労働災害防止協会

サービス提供先	制限なし
サービスの種類・内容・提供状況	<p>たんぼぼ計画 たんぼぼ計画は、中小企業の団体及びその構成員である小規模事業場の安全衛生活動を支援するための新しい支援システムで、新時代に向けて、小規模事業場に安全衛生のタネをまき、育てていく事業である。 たんぼぼ計画が支援する中小企業の団体は、厚生労働省が選定し、中災防が登録した団体(登録団体)です。登録団体は、中災防のアドバイスのもとに安全衛生活動計画を策定し、安全衛生活動を実施する。その費用は中災防が負担する。 このたんぼぼ計画の実施・運営に当たっているのは、中災防・中小企業安全衛生推進センター(本部、9ブロック支部、38都道府県支部)である。 小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業 登録団体からの申し出による支援、資金援助 2年間 平成11年度</p>
担当部署連絡先	<p>住所 〒108-0014 東京都港区芝5-35-1 電話 03-3452-6389 FAX 03-5443-0272 ホームページ http://www.jisha.or.jp/tanpopo/index.html メールアドレス chusho@jisha.or.jp</p>
サービス提供先	制限なし 企業規模300人以下

サービスの種類・内容・提供状況	<p>名称 THPステップアッププラン</p> <p>内容 企業内健康づくりの重要性を認識していただくため、経営者の方々を対象に健康測定や健康指導などのTHP活動の体験を中心とした「経営者健康づくり体験セミナー」と、THPを導入しようとする事業場に対して、健康づくり計画の作成、実践、評価までの一連の活動を4年間にわたって支援する「職場健康づくり支援サービス」がある。</p> <p>相親法・通達 提供方法 提供時間帯 提供頻度(1ヶ月あたり) 利用者(事業場)の負担金額 利用事業場数 利用事業場率 利用者数 利用者率 開始年 平成12年4月</p> <p>住所 〒108-0014 東京都港区芝5-35-1 電話 03-3452-2462 FAX 03-5443-0272 ホームページ http://www.jisha.or.jp/tanpopo/index.html メールアドレス thp@jisha.or.jp</p>
サービス利用状況(1年あたり)	<p>非公開 非公開 非公開 非公開</p>
担当部署連絡先	

(6)働く人の健康づくり協会

サービスの種類・内容・提供状況	<p>医療保険 事業場規模 提供地域 小規模事業場タイプ</p> <p>制限なし 制限なし 制限なし 全部</p> <p>企業内健康づくりに関する実践的な知識や手法の交流、開発、普及をめざして活動しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業ですぐに役立つ実践的な教育研修 ・各企業の実情にあわせたオリジナル研修の企画・健康づくり講師の派遣 ・健康づくりに関する図書の発行 <p>開始年 平成3年</p>
-----------------	---

(表 I-B1-2のつづき)

担当部署連絡先	住所 〒108-0073 東京都港区三田3-4-3 三田第一長岡ビル7F 電話 03-5484-1293 FAX 03-5484-1294 ホームページ http://www.ijinet.or.jp/thp-ac/index.html メールアドレス thp@po.ijinet.or.jp
---------	--

2. 厚生行政に基づくサービス機関
 <保健行政機関>
 (1) 保健所
 (例) 府中小金井保健所
 サービス提供先

医療保険	制限なし
事業場規模	50人未満
提供地域	府中市、小金井市
小規模事業場タイプ	全部
名称	小規模企業健診
内容	身長・体重・BMI・視力・聴力(オージオ)・胸部x線・血液検査(赤血球・白血球・血色素・GOT・γ-GTP・総コレステロール・HDL・中性脂肪・血糖)尿検査(尿糖・尿蛋白・尿潜血・ウロビリノーゲン)・心電図
根拠法・通達	結核予防法第4条・労働安全衛生規則第43条・44条
提供方法	保健所に来所
提供時間帯	平日9時～12時
提供頻度(1ヶ月あたり)	月2～3回
当該サービスに関わる担当職種・人数(1回実施あたり)	医師(3人内非常勤2名)・保健師(3人)・放射線技師(1人)・看護師(5人)・栄養士(1人)・歯科衛生士(1人)・事務(3人)
当該事業予算(年間)	478万円
利用者(事業場)の負担金額	5,280円/1人あたり(1回あたり)(1事業場あたり)・健康診断検査費用3,880円・診断書費用1,400円
利用事業場数	186社
利用事業場率	総10,507社 1.77%
利用者数	986人
利用者率	1.45% (68,000人)
開始年	昭和年頃から巡回検診実施 年頃～労働安全衛生血液・心電図・聴力等開始
利用者数の変化と工夫状況	当初はレントゲン車にて巡回検診 現在は保健所にて法規則全項目実施及び健康教育実施。
住所	〒183-0055 東京都府中市府中町1-30-1
電話	042-362-2334
FAX	042-360-2144
ホームページ	http://www.kenkou.metro.tokyo.jp/fuchukoganei/
メールアドレス	S0000348@section.metro.tokyo.jp
サービス利用状況(1年あたり)	
利用状況の経年経緯	
担当部署連絡先	

<医療保険者による支援機関> (1) 組合管掌健康保険組合 (例) 関東地区デパート健康保険組合 サービス提供先		(表 I-B1-2のつづき)	
医療保険 事業場規模 提供地域 小規模事業場タイプ	当該健康組合の被保険者・被扶養者 無制限 関東甲信越静 3. 業界団体所屬型(総合健保、商工会、フランチャイズ加盟店など)	医療保険 事業場規模 提供地域 小規模事業場タイプ	当該健康組合の被保険者・被扶養者 無制限 関東甲信越静 3. 業界団体所屬型(総合健保、商工会、フランチャイズ加盟店など)
サービスの種類・内容・提供状況	名称 内容 根拠法・通達 提供方法 提供時間帯 提供頻度(1ヶ月あたり) 当該サービスに関わる担当 職種・人数(1回実施あたり) 利用者(事業場)の負担金額	名称 内容 根拠法・通達 提供方法 提供時間帯 提供頻度(1ヶ月あたり) 当該サービスに関わる担当 職種・人数(1回実施あたり) 利用者(事業場)の負担金額	保健事業 人間ドック 健康保険法・健保組合事業運営基準 委託先医療機関 平日9時～12時 1回・年 依託先 健保組合は30,000円まで負担し、超過分を利用者個人が負担する
サービス利用状況(1年あたり)	利用者数 事業場数 利用率 利用者数 利用率	利用者数 事業場数 利用率 利用者数 利用率	200事業場 66% 3495人 10%
利用状況の経年経緯	開始年 利用者数の変化と工夫状況	開始年 利用者数の変化と工夫状況	昭和60年～ 年々増加傾向
サービスの種類・内容・提供状況	名称 内容 根拠法・通達 提供方法 提供時間帯 提供頻度(1ヶ月あたり) 当該サービスに関わる担当 職種・人数(1回実施あたり) 利用者(事業場)の負担金額	名称 内容 根拠法・通達 提供方法 提供時間帯 提供頻度(1ヶ月あたり) 当該サービスに関わる担当 職種・人数(1回実施あたり) 利用者(事業場)の負担金額	保健事業 生活習慣病検診 健康保険法・健保組合事業運営基準 委託先医療機関 平日8時～17時 1回・年 依託先 無料
サービス利用状況(1年あたり)	利用者数 事業場数 利用率 利用者数 利用率	利用者数 事業場数 利用率 利用者数 利用率	200事業所 66% 26000人 21%

利用状況の経年経緯	開始年	昭和55年～
サービスの種類・内容・提供状況	名称	保健事業
	内容	健康教育 健康保険法・健保組合事業運営基準 事業所からの要請により随時
	根拠法・通達	
	提供方法	平日9時～17時
	提供時間帯	事業所からの要請により随時
	提供頻度(1ヶ月あたり)	テーマと時間により保健師(1～3人)
	当該サービスに関わる担当職種・人数(1回実施あたり)	無料
サービスの利用状況(1年あたり)	利用者(事業場の負担金額)	10事業所
	利用事業場数	3%
	利用事業場率	100人
	利用者数	0%
	利用者率	平成9年～ 年々増加傾向
利用状況の経年経緯	開始年	平成9年～
サービスの種類・内容・提供状況	名称	保健事業
	内容	保健指導 健康保険法・健保組合事業運営基準 事業所からの要請により随時
	根拠法・通達	
	提供方法	平日9時～17時
	提供時間帯	事業所からの要請により随時
	提供頻度(1ヶ月あたり)	対象人数と時間により保健師(1～3人)
	当該サービスに関わる担当職種・人数(1回実施あたり)	無料
サービスの利用状況(1年あたり)	利用者(事業場の負担金額)	100事業場
	利用事業場数	30%
	利用事業場率	2000人
	利用者数	30%
	利用者率	平成5年～
利用状況の経年経緯	開始年	平成5年～
サービスの種類・内容・提供状況	名称	保健事業
	内容	保養所 健康保険法・健保組合事業運営基準 毎週火曜日を除き随時
	根拠法・通達	
	提供方法	毎週火曜日を除き随時
	提供時間帯	終日

(表 I-B1-2のつづき)

提供頻度(1ヶ月あたり)	5日・年
当該サービスに関わる担当職種・人数(1回実施あたり)	管理人(1人)・料理人(2人)・被保険者・被扶養者3,500円、その他7,000円
利用者(事業場)の負担金額	800事業場
利用事業場数	40%
利用事業場率	3,000人
利用者数	6%
利用者率	昭和32年～
開始年	〒107-0023東京都中央区日本橋本町1-6-1丸相ビル9階
住所	03-3279-5920
電話	03-3241-5115
FAX	http://www.depaken.com
ホームページ	e-mail: depaken@depaken.com
メールアドレス	

追加項目:

1. 婦人生活習慣病健診 35歳以上の女性で被保険者及び被扶養者、子宮・乳房の健診を含む。受診人数:1200～1300名程度 費用はすべて無料、精密検査も無料
2. 二次検査 健診の結果要再検査となったものに14000円まで補助。
3. フォローアップ健診 保健指導後3ヶ月後、体重測定、血液検査等をおこない、行動変容の結果および検査の数値の変化を見る。受診人数:300名程度 費用はすべて無料
4. メンタルヘルズ相談 フリーダイヤルで各自電話及び面接相談 約200名
5. 家庭常備薬の配布 被保険者対象 各職場への指導
6. 健康強調月間の実施 介護用品一式、電動リフト等の貸与 10件、介護保険への移行が多い。
7. 介護機器・用品貸与 介護施設等の紹介、介護の相談 5件
8. 在宅介護相談 介護施設等の紹介、介護の相談

(例)全国設計事務所健康保険組合

サービス提供先	医療保険	当該健保組合の被保険者・被扶養者
	事業場規模	無制限
	提供地域	全国
	小規模事業場タイプ	3. 業界団体所屬型(総合健保、商工会、フランチャイズ加盟店など)
サービスの種類・内容・提供状況	名称	保健事業
	内容	人間ドック

	根拠法・通達 提供方法 提供時間帯 提供頻度(1ヶ月あたり) 当該サービスに関わる担当 職種・人数(1回実施あたり) 利用者(事業場の負担金額) 利用者数	健康保険法・健保組合事業運営基準 委託先医療機関 平日9時～12時 1回・年 依託先 健保組合は30,000円まで負担し、超過分を利用者個人が負担する 1000人
サービス利用状況(1年あたり)	名称 内容 根拠法・通達 提供方法 提供時間帯 提供頻度(1ヶ月あたり) 利用者(事業場の負担金額) 利用者数	保健事業 生活習慣病健診 健康保険法・健保組合事業運営基準 健康管理センター及び委託先医療機関 平日9時～12時 1回・年 事業者負担(2,870円) 30,000人
サービス利用状況(1年あたり)	名称 内容 根拠法・通達 提供方法 提供時間帯 提供頻度(1ヶ月あたり) 利用者(事業場の負担金額) 利用者数	保健事業 女性健診 健康保険法・健保組合事業運営基準 健康管理センター及び委託先医療機関 平日9時～12時 1回・年 無料 10,000人
サービス利用状況(1年あたり)	名称 内容 根拠法・通達 提供方法 当該サービスに関わる担当 職種・人数(1回実施あたり) 利用者(事業場の負担金額) 利用者数 名称 内容	保健事業 健康教育 健康保険法・健保組合事業運営基準 随時 テーマと時間により保健師(1～3人、栄養士、運動指導員) 無料 1,000人 保健事業 保健指導

(表 I-B1-2のつづき)	
	健康保険法・健保組合事業運営基準 随時 平日9時～17時 随時 対象人数と時間により保健師(1～3人) 無料 10,000人
サービス利用状況(1年あたり)	保健事業
サービスの種類・内容・提供状況	体力測定 健康保険法・健保組合事業運営基準 健保会館に在所 平日9時～17時 1回・年 無料 5,350人
サービス利用状況(1年あたり)	保健事業
サービスの種類・内容・提供状況	健康増進施設「熱海リフレッシュセンター」 健康保険法・健保組合事業運営基準 毎火曜日を除き随時 終日 無制限 4,500円 12,000人
サービスの種類・内容・提供状況	保健事業 高齢者の訪問指導・相談 健康保険法・健保組合事業運営基準 希望者の家庭 平日9時～17時 無料 200人
サービス利用状況(1年あたり)	保健事業
サービスの種類・内容・提供状況	各種スポーツ教室 健康保険法・健保組合事業運営基準 健保会館に在所

提供時間帯	平日9時～21時
提供頻度(1ヶ月あたり)	無制限
利用者(事業場)の負担金額	無料
利用者数	10,000人
住所	〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷2-37-9
電話	健診・保健指導関係 tel:03-3404-6811、fax:03-3404-9850 スポー
FAX	
ホームページ	http://www.sekkei-kenpo.org/
メールアドレス	
サービス利用状況(1年あたり)	
担当部署連絡先	

(2) 社会保険健康事業財団

サービス提供先	政府管掌 健康保険 1-2人→29.6% 3-4人→19.7% 5-29人→43.1% 30-99人→6% 100人以上→1.5%
医療保険	政府管掌健康保険ににおける生活習慣病予防健診
事業場規模	①一般健診(40歳以上の被保険者及び被扶養配偶者) ②付加健診(一般健診を受診する者のうち40歳及び50歳で受診希望者) ③乳がん・子宮がん検診 ④肝炎ウイルス検査 ⑤フォローアップ健診(血圧・脂質・肝機能・代謝系の何れかに指導区分「I」があり、生活習慣改善の努力をしている者でその効果測定を希望する者)
提供地域	全国
小規模事業場タイプ	全部
名称	健康保険法
内容	(財)社会保険健康事業財団各支部へ健診を申込んだ後、各希望医療機関にて健診を受診する
根拠法・通達	平日 8:45-17:30
提供方法	年1回
提供時間帯	①一般健診5,880円 ②付加健診4,760円 ③乳がん子宮がん検診920円
提供頻度(1ヶ月あたり)	④肝炎ウイルス検査860円 ⑤フォローアップ健診無料
利用者(事業場)の負担金額	3,396,403人
利用者数	30.6%
利用者率	(一般健診・付加健診の実施率)
開始年	平成2年度
利用状況の経年経緯	【利用者数の変化】実施者は一般健診は増加傾向・付加健診は14年度より実施【工夫】①受診前の手続きの簡略化 ②事業フォローアップの全国統一

(表 I-B1-2のつづき)

サービスの種類・内容・提供状況	名称	政府管掌健康保険における生活習慣病予防健診後の事後指導
	内容	健診受診者を対象とした保健師による事後指導の実施 ①個別相談(事業所訪問等による面接相談・電話相談・文書相談) ②集団学習
	根拠法	健康保険法
	提供方法	・事業所に保健師が訪問 ・支部事務所等に相談者が来所
	提供時間帯	平日 8:45-17:30
	提供頻度(1ヶ月あたり)	原則年1回
	当該サービスに関わる担当職種・人数(1回実施あたり)	保健師(1人)・運動指導士(1人)
	利用者(事業場)の負担金額	無料
サービス利用状況(1年あたり)	利用事業場数	85,718箇所
	利用者数	509,936人
	利用者率	36.00%
利用状況の経年経緯	開始年	平成2年度
	利用者数の変化と工夫状況	【利用者数の変化】実施者数は年々増加【工夫】①体制強化 ②事業フローチャートの全国統一 ③利用者のニーズに合わせた手法の取り込み等
担当部署連絡先	住所	〒169-0072東京都新宿区大久保2-12-1
	電話番号	03-5285-8777
	FAX	03-5285-8630
	ホームページ	http://www.peare.or.jp/
	メールアドレス	pearewebmaster@peare.or.jp

(3) 社会保険健康センター(ペアール)
(例)ペアール新宿

サービスの種類・内容・提供状況	名称	政府管掌健康保険
	医療保険	
	事業場規模	
	提供地域	主に近郊地域住民
	小規模事業場タイプ	
サービスの種類・内容・提供状況	名称	健康セミナー
	内容	①一次予防を中心とした健康づくり事業(主に生活習慣病予防のための健康づくり) ②健康保持増進事業(ウォーク・トレニング等を活用した運動講座等を実施) ③心の健康増進事業(生きがいづくりとして教養文化講座を実施) ④社会保険に関する各種相談
	提供方法	センターに来所
	提供時間帯	月曜日～日曜日 9:00～21:00 (センターにより提供時間帯に相違あり)

	提供頻度(1ヶ月あたり) 当該サービスに関わる担当 職種・人数(1回実施あたり) 利用者(事業場の負担金額) 開始年 利用者数の変化と工夫状況	随時 保健師(1人)・運動指導士(1人) 利用該当料金 平成2年度 【利用者数の変化】各センターにより増減差あるが概ね前年度より増加 【工夫】①利用者のニーズに応じた講座の開設 ②タイムリーな広報等
利用状況の経年経緯		
担当部署連絡先	住所 電話 FAX ホームページ メールアドレス	〒169-0072東京都新宿区大久保2-12-1 03-5285-8686 http://www.peare.or.jp/peare/f/sinjuku/01.html

(4) 国民健康保険
(例)

サービス提供先	医療保険 事業場規模 提供地域 小規模事業場タイプ	国保被保険者 個人・自営業者 全国市町村
サービスの種類・内容・提供状況	名称 内容 根拠法・通達 提供方法 提供時間帯 提供頻度(1ヶ月あたり) 当該サービスに関わる担当 職種・人数(1回実施あたり) 当該事業予算(年間) 利用者(事業場の負担金額) 利用事業場数 利用事業場率 利用者数 利用者率 開始年 利用者数の変化と工夫状況	
サービス利用状況(1年あたり)		
利用状況の経年経緯		